

町田市立国際版画美術館の建物・庭園の著作物性と、その改変行為につき著作権法20条2項2号該当性が判断された事例

—国際版画美術館事件即時抗告審—

知財高決令和5年3月31日令和5年(ラ)1001号 (LEX-DB25595689)

中央大学法学部 教授 堀江 亜以子

◆事案の概要

「町田市立国際版画美術館」(以下、版画美術館)を所有する地方公共団体Y(相手方・原審債務者)は、平成24年3月以降、「(仮称)町田市立国際工芸美術館」(以下、工芸美術館)の新築を計画し、そのために「(仮称)国際工芸美術館新築工事」「(仮称)国際工芸美術館・国際版画美術館一体化工事」および「芹ヶ谷公園第二期整備工事」と称する各工事の実施を計画するなどしている。

版画美術館の建築にあたり設計業務委託契約等を締結した建築設計事務所の代表取締役であったX(抗告人・原審債権者)は、Yに対し、工芸美術館新築工事等の一部である本件各工事の実施により、版画美術館およびその敷地であり芹ヶ谷公園の一部を構成する庭園(本件庭園)に係るXの著作人格権(同一性保持権)が侵害されるおそれがあると主張して、本件各工事の差止めを求めた。

原審(東京地決令4・11・25)は、版画美術館はXがその著作者である「建築の著作物」(著作権法10条1項5号)に該当し、本件各工事によって版画美術館に加えられる変更はXの意に反する改変に当たる(同法20条1項)が、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」(同法20条2項2号)に該当すると判断し、他方、本件庭園は「建築の著作物」に該当するとは認められないとして、申立てをいずれも却下した。これに対し、Xが、(1)建築の著作物性の判断の誤り等、(2)著作権法20条2項2号の「改変」に係る判断の誤り、(3)本件庭園の著作物性の判断の誤りを理由として即時抗告をしたのが本件である。

◆決定要旨—抗告棄却—

1. 原決定の訂正

(1) 本件庭園の著作物性について

庭園は「著作権法上の『建築の著作物』」に準じて、その著作物性が認められ得る」と改めたうえで、個々の構成に係る原決定の判断を採用し、加えて、「個々の構成を、ひとまとまりに検討しても、本件庭園について、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握することはできない」として、本件庭園の著作物性を否定した。

(2) 著作権法20条2項2号の解釈について

「著作権法20条1項は、著作者に対し、その著作物について同一性を保持する権利を保障し、その意に反して変更、切除その他の改変を受けないことを定めるが、同条2項2号において、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変については、同項1号、3号及び4号と異なり、特段の条件を付すことなく、同条1項の規定を適用しない旨を定めている。これは、建築物については、元来、人間が住み、使うなどという実用的な見地から造られるものであって、経済的・実用的な見地から効用の増大を図ることを許す必要性が高いことから、建築物については、同一性保持権が認められる場合であっても、当該著作者の許容なく、その増築、改築、修繕又は模様替えによる改変が許されるとされたものである。

したがって、建築物の所有者が、効用の増大を図るため、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変を行うこ

とは、著作者の同一性保持権を侵害するものではないといわざるを得ない。

もっとも、このような同一性保持権に対する制限は、上記のとおり、建築物について経済的・実用的な見地からその効用の増大を図ることを許す必要性が高いとの趣旨によるものであることに照らすと、改変が、経済的・実用的な見地から全く必要性のないものであったり、著作者に対する害意に基づくものであると認められるなどの特段の事情がある場合には、当該改変は許されないものと解するのが相当である]

「本件各工事に係る……経緯に照らすと、町田市における博物館等の新たな在り方として『美術ゾーン』を形成するなどという方針については、版画美術館にとっても有益なものとするべき合理的な理由があり、その方針の下で計画されるに至った工芸美術館新築工事等も、版画美術館の機能を高める側面を有するものといえる。また、公共用地に建築された版画美術館が、その敷地又はこれに隣接する公共用地の利用のために一定の制約を受け得ることも当然であり、公共用地の新たな利用目的と整合するよう対応していくことの必要性は、版画美術館自体の必要性にほかならない。したがって、本件各工事による『増築』や『模様替え』の必要性は、版画美術館自体の『増築』や『模様替え』の必要性というべきである。

以上によると、版画美術館自体に『増築』や『模様替え』の必要があることや、版画美術館の価値を更に高める改変でなければならないことをもって、本件各工事が許されないとする原告人の主張は、いずれもその前提を誤るものであって、採用することができない]

2. 本件抗告理由に対する判断

「本件各工事の実施が決定されるに至った経緯等に照らすと、本件各工事は、版画美術館自体にとって、経済的・実用的観点から必要な範囲の『増築』又は『模様替え』に当たると認められる（なお、著作権法20条2項2号の『改変』について、それが『必要不可欠』なものであることや『必要最小限』なものであることが要求されるものとは解されない）。工芸美術館新築工事等について他に回避策があることや、予算削減が可能であること、あるいは『東京都遺跡』と指定される場所を含むことなどは、原告人の版画美術館に係る著作者人格権との関係では、本件各工事が経済的・実用的観点から全く必要性のないものであるなどの特段の事情があるか否か

を検討する際に考慮の対象となり得る一事情にすぎず、著作者人格権の侵害を直ちに基礎づける事情ではない]

◆評釈—決定要旨反対—

1. 本決定の意義

本決定は、結論自体は原決定と異なるものの、①庭園の著作物性について「建築の著作物」「に準じて」判断されると変更しつつ、原審における建築の著作物性の判断手法に倣い、②著作権法20条2項2号について、原決定は東京地決平15・6・11判時1840号106頁（ノグチ・ルーム移設事件）の解釈を採用していたところ、これを変更して適用範囲を広く解した点に特徴がある。本決定は、これら2点についての知財高裁における初めての判断であり、建築の著作物性判断の基準についても、原決定をそのまま採用したものではあるが、知財高裁の見解を示したといえる。

なお、原決定では著作者の認定および著作権法20条1項該当性についても判断しているが、本稿では扱わない。

2. 「庭園の著作物性」判断について

本決定は庭園の著作物性について建築の著作物「に準じて」判断されると変更しつつ、建築の著作物該当性の判断基準にのっとるという点において変わらない。本決定では、版画美術館の建物の著作物性については原決定をそのまま採用しているため、原決定における建築の著作物該当性判断の内容を確認したうえで、庭園の著作物性判断の妥当性について検討する必要がある。

(1) 建築の著作物該当性

従来判決例では、おもに一般住宅についての建築の著作物該当性が争われてきた。福島地決平3・4・9知裁集23巻1号228頁（シノブ設計事件）や、大阪地判平15・10・30判時1861号110頁（モデルハウス事件）では、建築芸術といえるような創作性を備えた場合に建築の著作物に該当するとしたのに対し、東京地判平26・10・17裁判所HP（ログハウス調木造住宅事件）は、応用美術に関するいわゆる分離可能性説と同様に判断した。

学説上は、多少の差異はあるものの、限定説と非現定説とに分かれているといえる。

限定説には、宮殿や凱旋門などの建築芸術と評価できるようなものでなければならない^{*1}という説もあるが、建築物の

実用的側面を加味し、著作権法による保護は建築物の開発や利用を過度に制約するおそれがあるから、他の著作物と同一視すべきではないという立場^{*2}が主流である。そのうえで、建築の著作物は応用美術の一種ともいい得ることから^{*3}、応用美術の場合と同様に美的表現を分離して鑑賞可能であるか否かを基準とする^{*4}。その理由として、その実用性ゆえに著作権法の世界で扱うことには不都合があり、特に意匠法で扱うことが妥当であること、加えて、現在では意匠法の改正によって登録対象に不動産が含まれるようになったことが挙げられている^{*5}。

他方、非限定説は建築物についても通常の著作物と同様、表現に創作性があれば著作物性を認めるべきであると主張する^{*6}。芸術目的と実用目的とは同時に存在しうること^{*7}や、10条1項において何ら要件を加重していないこと^{*8}、権利行使に際して著作権法46条2号や20条2項2号などの強力な調整規定がおかれていること^{*9}などが理由として挙げられている。

本件は一般住宅に関するものではないが、原決定は最一小判平12・9・7民集54巻7号2481頁（ゴナ印刷用書体事件）を引用したうえで、「建築物は、通常、居住等の実用目的に供されることが予定されていることから、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていても、それが実用目的を達成するために必要な機能に掛かる構成と結び付いている場合があるため、著作権法とは保護の要件や期間が異なる意匠法等による形状の保護との関係を調整する必要がある」として、美的特性を備えていること、すなわち①著作権法2条1項1号にいう「美術」の「範囲に属するもの」であることと、さらに②「思想又は感情を創作的に表現したもの」に当たることを要件として挙げ、そのうえで知財高判令3・12・8裁判所HP（タコの滑り台事件）と同じく、全体を構成部分に分け、機能と関わらない部分について個別に創作性を判断し、本件建物についてはこれを肯定した。すなわち本件の原決定は限定説を採用し、分離可能性説に基づいて著作物性を認めたものといえ、本決定はこれを踏襲しているから、知財高裁としても同様の解釈を採用したといえるであろう。

（2）庭園の著作物性について

（a）これまでの判断例

これまで庭園について同一性保持権侵害が問題となった事例として、前掲ノグチ・ルーム事件と大阪地決平25・9・

6判時2222号93頁（新梅田シティ庭園事件）が挙げられる。

ノグチ・ルーム事件では、傍論ではあるが、問題となった庭園が、建築物の共同著作者により一体のものとして設計されたものであることから、全体を建築の著作物として扱った。そして、仮に一体として捉えない場合においても、庭園には20条2項2号が類推適用され得るとした。

他方、新梅田シティ庭園事件は建物と庭園とで設計者が異なることから、庭園のみの著作物性が問題となった。裁判所は2条1項1号にいう創作性を有することを理由に著作物であるとし、さらに10条1項各号のいずれに該当するかを明示することなく、20条2項2号の類推適用を認めた。これは、債権者・債務者のいずれも建築の著作物該当性を否定し、そのうえで債務者が建築物類似のものとして20条2項2号の適用または類推適用を主張したことによるものであろう。

このように裁判所はこれまで、庭園の著作物性を判断するにあたり、それ自体が単独で建築の著作物と解されるか否かについては判断していなかった。

これに対し、本件の原決定では、庭園を建築の著作物たり得るとしたところ、本決定は建築の著作物そのものではなく、あくまでも「建築の著作物に準ずる」ものとし、原決定よりはやや慎重な立場をとったといえる。その理由については定かではないが、意匠登録の対象となる建築物が、①土地定着物であることのみならず、②人工構造物であることをも要件としている^{*10}こととの整合性を図ろうとしたとも考えられる。そのうえで、具体的な当てはめにおいて、原決定は建築の著作物の創作性判断の手法により、庭園の構成部分について各々の創作性を否定し、本決定では、さらに全体を総合しての創作性判断をも加えて、著作物性を否定するに至った。

（b）建築の著作物の範囲と庭園の著作物性

建築の著作物にどこまでが包含され得るかについては、土地に定着する工作物のうち、屋根や柱もしくは壁を有するものおよびその付属物に限られるという見解^{*11}も見られるが、庭園も含まれるという見解が現在では多数を占めているとあってよいであろう^{*12}。

もっとも、正面から建築物とはいわなくとも、庭園についても20条2項2号や46条が類推適用され得ることに否定的な立場は見当たらず、結果的に著作物性が認められるのであれば、建築の著作物と同様の取り扱いがなされるべきであると解されているとあってよい^{*13}。

重要なのは庭園が建築の著作物に含まれるか否かということではなく、20条2項2号がどのように解され、それによって導かれる結果の妥当性が重要であると考えられる。しかしながら、建築物が意匠登録の対象として認められるようになった一方、庭園は含まれていないこととのバランスも踏まえ、庭園の著作物性について改めて検討する必要があると思われる。

(c) 本決定における判断の妥当

上述のとおり、本決定は本件庭園を個々の構成および全体としても美的特性を備えた部分を把握することはできないものであるとして、本件庭園の著作物性を否定した^{*14}。

建築物に関しては、意匠法と著作権法との重複保護のあり方などを、応用美術と同様に扱うことに妥当性があるといえるのに対し、庭園については、建築の著作物あるいはそれに準ずるものとして、全く同じ判断手法を採ることは疑問である。意匠登録の対象となる建築物は原則として人工構造物に限られるのに比較して、著作権法によって保護される庭園の創作性は、人工的に造られた部分に限定される必要はなく、自然の造形をいかにして取り込むかといった部分にも創作性が認められてしかるべきである。蓋し、庭園も応用美術の一種と考えられる一方、岩石や木材などの自然の造形を生かし、そこに手を加えて創作された美術工芸品も、著作権法2条2項によって保護の対象たり得るからである。自然の地形や景観を生かし、取り込んで設計された庭園は、一品制作の美術工芸品に近いものといえ、さらに立ち入りが禁止され鑑賞のみが認められる庭園は、実用的側面のない純粋美術に近いものとさえいえる。これらは建築の著作物に準ずるものであると同時に、美術工芸品に準ずるものともいえ、著作権法による保護に値する^{*15}。

実用的側面のある庭園であっても、建築物に比較してその実用性の度合いが低い場合があると考えられ^{*16}、また、意匠法による重複保護を勘案する必要もないことから、美的鑑賞性を備えた庭園については、建築物よりも広く著作権保護が認められてよいのではないだろうか。そのうえで、20条2項2号や46条の類推適用を認めることで、所有権者の権利とのバランスを図るべきであろう^{*17}。

本件庭園は武蔵野に残る谷地の地形を生かしつつ、自然の植生に加えて、桜並木やモミジ園など、庭園の整備としての植栽も重要な景観を形作っており、そこに創作性を認める余

地はあったと思われる。

さらに、本件におけるもうひとつの問題として、原決定および本決定のいずれも、庭園についてあえて建築物から分離して著作物性を判断した手法が、果たして妥当なものであったかどうかは疑問である。本件では、建築物と庭園の双方が同時にXによって設計され、全体として整備されたものである。また、Xも両者を一体のものとして著作物性を判断すべきであると主張していたが、原決定は「本件庭園が版画美術館の建設と同時に整備されたものであり、相互の利用を考慮して設計されたものであるとしても、本件庭園は、版画美術館と一体となるものとして設計されたものと認められず、版画美術館と一体として利用されるものと評価することもできない」などとし、説得力ある理由を示したとはいえない。建物単独、庭園単独に加え、建物および庭園としての著作物性判断がなされるべきであった。

3. 著作権法20条2項2号の解釈について

(1) 裁判所における解釈の変遷

本決定は著作権法20条2項2号について、知財高裁が初めて解釈を示した点が最も重要である。

前掲ノグチ・ルーム事件では、「著作権法20条2項2号は、建築物については、鑑賞の目的というよりも、むしろこれを住居、宿泊場所、営業所、学舎、官公署等として現実に使用することを目的として製作されるものであることから、その所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から、著作物自体の社会的性質に由来する制約として、一定の範囲で著作者の権利を制限し、改変を許容することとしたものである。これに照らせば、同号の予定しているのは、経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変が、同号の規定により許容されるものではないというべきである」として、2号は、1号、3号および4号と同程度の必要性が求められると解していた。

これに対し、前掲新梅田シティ庭園事件では、「同号の文言上、そのような要件を課していないことに加え、著作物性のある建築物の所有者が、同一性保持権の侵害とならないよう増改築等ができるのは、経済的、実用的な観点から必要な範囲の増改築であり、かつ、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変ではない場合に限られるとすることは、建築物所有者の権利に不合理な制約を加えるものであり、相当ではなく、「同

号の文言に特段の制約がない以上、建築物の所有者は、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えをすることができる」と解される」と、2号の文言に即した解釈をしたが、「もっとも、建築物の所有者は建築物の増改築等を行うことができるとしても、一切の改変が無留保に許容されていると解するのは相当でなく、その改変が著作者との関係で信義に反すると認められる特段の事情がある場合はこの限りではないと解する余地がある」として、一定の制約は存在することを示していた。

そのなかで、本件原決定はノグチ・ルーム事件と同様の解釈の下で、20条2項2号の適用を認めたものであったのに対し、本決定は、2号が1号、3号および4号とは異なり、特段の条件を付していないのは、建築物が実用的な見地から造られるものであり、経済的・実用的な見地から効用の増大を図ることを許す必要性が高いことから、著作者の許容なく改変が許されるとしたうえで、「改変が、経済的・実用的な見地から全く必要性のないものであったり、著作者に対する害意に基づくものであると認められるなどの特段の事情がある場合には、当該改変は許されないものと解するのが相当である」として、ノグチ・ルーム事件のみならず、新梅田シティ庭園事件のいう「信義に反すると認められる特段の事情」よりも許容される範囲を広く認めるに至った。加えて、なお書きではあるが、「著作権法20条2項2号の『改変』について、それが『必要不可欠』なものであることや『必要最小限』なものであることが要求されるものとは解されない」とも述べており、2号は、1号、3号および4号とは異なる基準に基づいて判断されるべきものであると重ねて示している。

なお、本決定は本件庭園の著作物性を否定しているため、仮に庭園が著作物である場合の20条2項2号適用可能性が明らかではない。しかしながら、あえて庭園を建築の著作物に「準ずる」と変更していることから、同号の「類推適用」の問題と解していると思われる。

(2) 学説上の見解

著作権法20条2項2号は、実用品である建築物に著作物としての保護を認める代わりに、増改築や模様替えについても、建築家の利益と所有者の利益との比較衡量によって、所有者による改変を認めるものであるという点に関しては、異論のないところである^{*18}。

しかしながら、改変が許容される程度に関しては、見解が分かれている。

同義説（利益衡量説）によれば、2号によって許容される改変は、1号、3号および4号と同じく、必要な改変であり、建築物の経済的、実用的見地から求められる改変に限られる。その理由として、2号は1号や4号のような「やむを得ないと認められる」や3号の「必要な」という語を用いてはいないが、1号および4号にそのような厳しい要件を規定したこと、2号の改変は3号の改変と同じく実用的・機能的著作物に関する改変であることが挙げられる^{*19}。

他方、異義説（所有者優先説）は、2号では文言上の条件が一切課せられていないこと、著作物であるがゆえに建築物の増改築を行い難くするような解釈は現実的ではなく、また嗜好による増改築を完全に排除することは難しいこと^{*20}、「模様替え」は主として美的な価値の観点から行うものであること^{*21}などから、2号は1号、3号および4号のような必要な改変といった制限は課されておらず、嗜好による改変も含まれるとする。

もっとも、いずれの見解を採るかは、「建築の著作物」をどの範囲で認めるかにも関連しているとの指摘もある^{*22}。

従来の決定の評価としては、新梅田シティ庭園事件は異義説を採ったと解する見解がある一方^{*23}、「信義に反すると認められる特段の事情」の有無について判断した点から、ノグチ・ルーム事件の判断と異ならないとする見解も存在している^{*24}。もっとも新梅田シティ庭園事件が挙げた「信義に反すると認められる特段の事情」については、具体的にいかなる事情が該当するのか、詳細な検討が加えられているとはいえない。

これに対し、本決定は異義説を採用することを明確にし、さらに「信義に反すると認められる特段の事情」の有無ではなく、「全く必要性のない」改変や「著作者への害意に基づく」改変であるか否かを要件とした。しかし、改変が全く必要性のないものであると著作者側が立証するのは実際には不可能であり、不当な要求である。また、どのような改変行為をもって「著作者への害意」を認め得るのか、113条11項にいう「著作者の名誉又は声望を害する方法」との関係も不明であり、要件としてふさわしいとはいえない。このような要件を課すことは、建築物には同一性保持権が一切認められないに等しく、強力な調整規定というレベルをはるかに超えるものである。これは、例えば著作者人格権不行使特約の有効性に関する議論と比較して、有効性に肯定的な立場でも、いかなる場合でも権利行使できないとは解すべきでない、としている^{*25}ことと比べても行き過ぎであろう。

建築物も意匠登録の対象となったとはいえ、意匠権の効力は既に建築された建物の改変行為には及ばない。異義説のように、2号の適用範囲は4号よりも広く解し得るのだとしても、本決定は2号の適用範囲を不当に広げるものである。それに比して、新梅田シティ庭園事件が採用した「信義に反すると認められる特段の事情がある場合」などは、確かに文言の曖昧さは否めないものの、さまざまな事情を勘案したうえでの妥当な結論を導き得るものであったといえる。

なお、本件の事実関係に照らせば、「信義に反すると認められる特段の事情がある場合」に該当する可能性も否定できない。当初の再整備計画策定に際し、YはXの意見を聞き、版画美術館には改変を加えず、その北側に工芸美術館を建設する計画を採用していたが、予算を理由にそれを凍結した。しかし、新たな整備計画の策定にあたっては、Xの意見を聞

くことなく版画美術館の改変を決定したうえ、その後、予算の大幅な増額も認めており、このような変更はXとの間の信義に反するものとも考えられる。

また、あえて切り離して庭園の著作物性を否定した点には、原決定においても、実用的・経済的側面からの必要性が否定されかねない内容が含まれていたことも影響している可能性がある。さらにいえば、実用性はともかく、市立の美術館という公共の教育・文化施設について、経済的側面が強調されることにも疑問を覚える。

これらのことから、本決定の判断に反対するのみならず、原決定も判断に誤りがあったといえるのではないかと思われる。

(ほりえ あいこ)

- ※1) 加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』129頁
- ※2) 島並良ほか『著作権法入門〔第3版〕』51頁〈横山久芳〉、小泉直樹ほか『条解著作権法』216～217頁〈横山〉
- ※3) 中山信弘『著作権法〔第4版〕』106頁
- ※4) 前掲注2・島並ほか51頁〈横山〉、高林龍『標準著作権法〔第5版〕』59頁
- ※5) 前掲注3・中山108頁
- ※6) 松田政行『同一性保持権の研究』104頁、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール1〔第2版〕』580頁〈木村孝〉、茶園成樹=上野達弘編著『デザイン保護法』128～129頁〈中川隆太郎〉、渋谷達紀『著作権法』48頁、斉藤博『著作権法〔第3版〕』89頁
- ※7) 前掲注6・斉藤89頁
- ※8) 前掲注6・半田=松田580頁〈木村〉
- ※9) 前掲注6・茶園=上野128～129頁〈中川〉
- ※10) 意匠審査基準第IV部第2章3.1
- ※11) 東海林保「建築物及び庭園を巡る著作権法上の問題に関する実務的考察」野村豊弘古稀記念『知的財産・コンピュータと法』293頁、阿部浩二「建築の著作物をめぐる諸問題について」コピーライト467号12頁
- ※12) 日向野弘毅『建築家の著作権』50頁、前掲注1・加戸129～130頁、前掲注2・小泉ほか215頁〈横山〉、茶園成樹編『著作権法〔第3版〕』38頁〈濱口太久未〉、前掲注2・島並ほか52頁〈横山〉、前掲注6・半田=松田577頁〈木村〉、前掲注3・中山106頁、前掲注6・渋谷49頁、平井佑希「建築の著作物該当性及び同一性保持権侵害の成否」コピーライト746号17頁24頁
- ※13) 前掲注3・中山107頁
- ※14) 原決定の判断についてはあるが、レンガ造りの門

柱に関しては分離して把握しうるのではないかとの疑問が呈されている。前掲注12・平井25頁

- ※15) 前掲注6・半田=松田351頁〈本山雅弘〉は、美術工芸品に著作権保護が認められる理由として、「意匠法のもとで、応用美術は特定の量産性ある物品との不可分の関係で保護されるにすぎず、その結果、必然的に、保護される応用美術は流通可能性を有する動産の形態に限定される。このことの反対解釈として、著作権法の保護対象としての美術工芸品は、量産性を要するものではないから、流通可能性を欠く実用品の形態も、美術工芸品に該当する余地はありうると解すべきであろう」と述べる。
- ※16) 庭園の創作性が認められやすい点について、中川淨宗〔判批〕発明112巻4号43頁
- ※17) 澤田悠紀〔判批〕著作権研究40号204頁は新梅田シティ庭園事件に関連して景観利益について言及する。
- ※18) 半田正夫『著作権法概説〔第16版〕』95頁、前掲注12・日向野50頁
- ※19) 前掲注6・半田=松田847～848頁〈松田〉
- ※20) 前掲注3・中山653頁
- ※21) 金井重彦=小倉秀夫編著『著作権法コンメンタール【上】』303頁〈藤田康幸〉、愛知靖之ほか『知的財産法〔第2版〕』276頁〈青木大也〉
- ※22) 前掲注4・高林250～251頁
- ※23) 村井麻衣子・H25重判解278頁、前掲注16・中川40頁、岡崎行師〔判批〕甲南法務研究13号85頁、前掲注17・澤田197頁
- ※24) 本山雅弘〔判批〕新・判例解説Watch Vol.20 272頁、小島立〔判批〕L&T64号71頁
- ※25) 前掲注4・高林248頁(注7)